

# 国民健康保険加入者の皆様へ

## 1 国民健康保険は助け合いの「社会保障制度」です。

わが国では、「国民皆保険制度」により、誰もが安心して医療を受けられるように、すべての人が医療保険に加入しなければなりません（国民健康保険法第5条）。わたしたちは、いつ病気やケガをするかわかりません。また、その治療にどのくらいの費用がかかるか予測もつきません。医療保険は、このようなときに重い負担をせずに治療を受けられるよう、ふだんからみなさんが少しづつお金を出し合って医療費などにあてる助け合いの「社会保障制度」です。

## 2 国民健康保険税の納税義務者は「世帯主」の方です。

地方税法第703条の4及び富里市国民健康保険税条例第1条の規定により、納税通知書は「世帯主」あてに送られます。  
世帯主自身が国民健康保険に加入していない場合でも、世帯に一人でも国民健康保険加入者がいれば、世帯主には納期内に国民健康保険税を納める義務があります。

**※加入者個々の個人課税ではありません（加入者別の納付書も発行できません）。**

## 3 国民健康保険税の納期は年8回です。（富里市国民健康保険税条例第13条）

富里市の国民健康保険税は、4月から翌年3月までの12か月分の保険税を、「8回の納期」で納付をいただいている。なお、国民健康保険加入・脱退等のお手続きをいただいた時期により納期や納付回数が異なります（1月以降の加入等の申請分や、年度をさかのぼっての遡及課税分は納期の都合上一括納付となります）。

●納期限（普通徴収）		第1期 (7月)	令和7年7月31日（木）	第2期 (8月)	9月1日（月）
第3期 (9月)	9月30日（火）	第4期 (10月)	10月31日（金）	第5期 (11月)	12月1日（月）
第6期 (12月)	12月25日（木）	第7期 (1月)	令和8年2月2日（月）	第8期 (2月)	3月2日（月）

**※年12回払いではないため、1回分（1期分）の納付額が「1か月相当分の保険税額とは限りません」のでご注意ください**

**（4月～6月は納付月はありません。P7参照）**

**※納期限が日曜日・祝日のときはその翌日、土曜日のときは翌々日となります（上の表のとおり、今年度は第2期・第5期・第7期・第8期が該当しています）。**

**※年度の途中で資格を取得された方は、資格を取得された月から翌年3月までで計算し、年度の途中で資格を喪失された方は、資格喪失日の前月までで計算します（月割計算です。日割計算ではありません）。**

**※口座振替の方は、納期限前に残高確認をお願いします。納期限（納付期日の末日）が口座振替日となります。**

## 4 税額更正通知の郵送等について

当初納税通知は、本年6月20日現在の加入情報等で作成しています。6月21日以降、次に該当する申請等をされた世帯には、「税額更正通知」を申請月の翌月中旬以降に郵送します。

- ・国民健康保険の加入及び脱退、世帯主変更、世帯合併や世帯分離等の手続きをされた世帯

- ・年度の途中で確定申告・住民税申告・簡易申告、公的年金所得の変更等で、「所得の更正」があった場合

**※国民健康保険税は、確定申告や年金所得、企業からの給与報告等に基づき、税務署等からの課税（所得）情報をもとに計算しています。所得自体のご質問は税務署やお勤めの会社等にお問い合わせください。**

- ・転入等で富里市国保に加入された場合は前住所地等に「所得照会」しますが、その際、課税所得額が判明した場合

- ・年度の途中で40歳になり「介護保険分」が新たに課税される場合（P2参照）

- ・後期高齢者医療制度へ移行後、残された国民健康保険の被保険者が単身となる世帯（P6参照）

## 5 富里市国民健康保険税について

(富里市国民健康保険税条例第2条～第10条・第24条ほか)

### ●国民健康保険税の課税区分と税率等（令和7年度）

- ・国民健康保険税は、所得割・均等割・平等割を算出し、医療分と後期高齢者支援金分を加算したものです。
- ・40～64歳の方は、医療分と後期高齢者支援金分のほかに、「介護保険分」が加算されます。
- ・国民健康保険税額は、前年（年度ではありません。）の所得及び加入者数等をもとに計算されています。
- ・所得割・均等割・平等割の税率は前年度同様に据え置きで、変更はありません。
- ・課税限度額は、地方税法等の改正により、後期高齢者支援金分が変更されています。

項目	内容	医療分 (3方式)	後期高齢者支援金分 (2方式)	介護保険分 (2方式)
所得割	前年の所得に応じていくらと計算	加入者全員の課税総所得金額 <b>× 6. 8%</b>	加入者全員の課税総所得金額 <b>× 1. 7%</b>	40歳～64歳の加入者の課税総所得金額 <b>× 1. 5%</b>
均等割	加入者の人数に応じていくらと計算	加入者数 <b>× 18, 500円</b>	加入者数 <b>× 7, 000円</b>	40歳～64歳の加入者の人数 <b>× 12, 000円</b>
平等割	一世帯につきいくらと計算	一世帯につき <b>30, 000円</b>		
課税限度額	国民健康保険税の課税の上限額 (合計) 1,060,000円	<b>650, 000円</b>	<b>240, 000円</b>	<b>170, 000円</b>

※所得割の課税総所得金額とは = （前年の総所得金額－基礎控除43万円）

※所得割の計算においては、基礎控除（43万円）のみ適用となります（基礎控除後の総所得金額）。

社会保険料控除、医療費控除、生命保険料控除、地震保険料控除、配偶者控除、扶養控除等は適用されません。

※均等割は、加入者の人数に応じて計算されます。

※平等割は世帯ごとに医療分のみ加算されます。平等割は加入者数に関係なく加算されます。

### ●年度の途中で年齢が変わる方について

- ・40歳になる方 誕生月（1日が誕生日の場合はその前月）から「介護保険分」が加算されます。  
誕生月の翌月（1日が誕生日の方は誕生月）中旬以降に、税額更正通知を郵送します。
- ・65歳になる方 あらかじめ誕生月（1日が誕生日の方はその前月）以降の「介護保険分」が月割減額されています。
- ・75歳になる方 あらかじめ誕生月以降の国民健康保険税が、月割減額されています。  
なお、後期高齢者医療保険に移行後、特定世帯（国保単身世帯）として軽減措置の対象となったときは、後日、税額更正通知を郵送します（P6参照）。

### ●国民健康保険税には所得等の「申告」が必要です。

所得税や住民税が課税されない場合でも、国民健康保険税の納税義務者は、世帯に属する加入者についての所得等の事項を記載した申告書を提出する義務があります。申告が遅れると、所得が判明した時点で税額を再計算し、後日改めて「税額更正通知」が郵送されることになります。期限内の確定申告または住民税申告にご協力ください。

なお、世帯員全員に所得がない、または一定以下の所得の場合、申告書の提出により、高額療養費の支給や国民健康保険税の軽減適用を受けられる場合があります。申告がない場合は、支給額に差が生じたり、国民健康保険税の均等割・平等割が軽減されません。

## ●わが家の国民健康保険税はいくらになるの？（計算例）



### 40歳から64歳の方がいて、65歳以上の方もいる5人世帯

- 夫／世帯主（47歳）…………給与収入400万円（所得金額276万円）
- 妻（45歳）……………収入なし ●子2人（17歳・5歳）…収入なし（学生・未就学児）
- 父（73歳）……………年金収入200万円（雑所得金額90万円）

#### 医療分

（加入者全員が対象）

所得割額…夫

$$(276 \text{ 万円} - 43 \text{ 万円}) \times 6.8\% = 158,440 \text{ 円}$$

所得割額…父

$$(90 \text{ 万円} - 43 \text{ 万円}) \times 6.8\% = 31,960 \text{ 円}$$

均等割額…加入者の人数に応じて

$$4 \text{ 人} \times 18,500 \text{ 円} = 74,000 \text{ 円}$$

$$1 \text{ 人} \times 9,250 \text{ 円} = 9,250 \text{ 円} \text{※}$$

平等割額…一世帯につき30,000円

（100円未満切り捨て）

合計 303,600円 …①

#### 後期高齢者支援金分

（加入者全員が対象）

所得割額…夫

$$(276 \text{ 万円} - 43 \text{ 万円}) \times 1.7\% = 39,610 \text{ 円}$$

所得割額…父

$$(90 \text{ 万円} - 43 \text{ 万円}) \times 1.7\% = 7,990 \text{ 円}$$

均等割額…加入者の人数に応じて

$$4 \text{ 人} \times 7,000 \text{ 円} = 28,000 \text{ 円}$$

$$1 \text{ 人} \times 3,500 \text{ 円} = 3,500 \text{ 円} \text{※}$$

（100円未満切り捨て）

合計 79,100円 …②

#### 介護保険分

（40歳から64歳の加入者全員が対象）

所得割額…夫

$$(276 \text{ 万円} - 43 \text{ 万円}) \times 1.5\% = 34,950 \text{ 円}$$

均等割額…対象者（夫・妻）

$$2 \text{ 人} \times 12,000 \text{ 円} = 24,000 \text{ 円}$$

（100円未満切り捨て）

合計 58,900円 …③

※国民健康保険に加入している未就学児は均等割額の2分の1を減額します。

**①+②+③=わが家の国民健康保険税は、441,600円／1年間**

### ●所得額別の国民健康保険税額の目安（加入者1名の場合）について

実際の保険税額は、所得金額等に応じて細かく計算されます。表はあくまで保険税額の目安として参考にしてください。

この表の保険税額は、世帯主1名が国民健康保険に加入し、給与所得がある場合の保険税額です。2名以上の場合や年金所得等の場合は、この表の保険税額とは異なります。

給与収入	所得金額	右記以外の方の保険税		40歳～64歳の方の保険税	
		医療分+支援金分		医療分+支援金分 +介護保険分	
未申告	—	※1	55,500円	※1	67,500円
98万円以下	43万円以下	※2	16,600円	※2	20,200円
100万円	45万円	※3	29,400円	※3	35,700円
150万円	95万円	※4	88,500円	※4	105,900円
200万円	132万円		131,100円		156,400円
300万円	202万円		190,600円		226,400円
400万円	276万円		253,500円		300,400円
500万円	356万円		321,500円		380,400円
600万円	436万円		389,500円		460,400円
700万円	520万円		460,800円		544,300円
800万円	610万円		537,300円		634,300円
900万円	705万円		618,100円		729,400円
1,000万円	805万円		703,100円		829,400円
1,100万円	905万円		788,100円		929,400円
1,700万円	1,505万円	※5	890,000円	※6	1,060,000円

※1：未申告の方は判定ができないため軽減非該当。

※2：均等割額と平等割額が7割軽減。

※3：均等割額と平等割額が5割軽減。

※4：均等割額と平等割額が2割軽減。

※5：医療分・支援金分が課税限度額。

※6：医療分・支援金分・介護保険分が課税限度額。

## ●所得が一定額以下の場合には、均等割と平等割が軽減されます

国民健康保険税の算定において、賦課期日における同一世帯の被保険者および世帯主の前年総所得金額の合計が下記の基準以下の場合に、「均等割および平等割」が軽減されます。(富里市国民健康保険税条例第24条)

なお、下記の表のとおり、5割軽減・2割軽減(下の表の下線部分)の判定基準が令和7年度に改正され、軽減世帯の対象範囲が拡大されました。

ただし、同世帯内の国民健康保険加入者の中に、所得等の申告をされていない方がいる場合は、軽減措置は適用されません。

7割軽減	2024年中の合計所得金額≤基礎控除430,000円+100,000円×(給与所得者等の数-1)
5割軽減	2024年中の合計所得金額≤基礎控除430,000円+ <u>305,000円</u> ×(被保険者数)+100,000円×(給与所得者等の数-1)
2割軽減	2024年中の合計所得金額≤基礎控除430,000円+ <u>560,000円</u> ×(被保険者数)+100,000円×(給与所得者等の数-1)

※軽減判定における所得金額の算出においてのみ、下記の点が考慮されますのでご注意ください。

- ・合計所得金額とは、世帯主と国民健康保険加入者全員の所得の合計です。世帯主が国民健康保険加入者でない場合にも、世帯主所得を含めて軽減判定をおこないます。
- ・合計所得の算出や世帯員数には、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した世帯員を含みます。
- ・昭和35年1月1日以前生まれの65歳以上の方で年金所得のある方は、年金所得から15万円を限度額として控除し、合計所得金額を算出します。
- ・専従者給与のある方や専従者控除を申告されている方は、専従者給与支払い前の所得金額で合計所得を算出します。
- ・分離譲渡所得のある方は、特別控除前の所得金額で合計所得金額を算出します。

## ●未就学児に係る均等割額が軽減されます

子育て世帯の負担軽減を図るために、国民健康保険に加入している未就学児(6歳に達する日以後の3月31日までの間にある方)に係る均等割額の2分の1を減額します。

※所得が判明していない未申告世帯については、減額適用されませんので所得申告をお願いします。

※未就学児均等割額軽減後の税額が賦課限度額を超えている場合は、賦課限度額が税額となります。

## ●産前産後期間の国民健康保険税を免除します

出産予定、又は出産した富里市国民健康保険被保険者が稼得活動に従事できないと思われる、産前産後期間の該当被保険者の国民健康保険税所得割額・均等割額を免除します。以下の持ち物を御持参いただき、届出願います。

単胎の場合は、出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月、多胎の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間が免除の対象になり、出産予定日の6か月前から届出可能です。

### ○持ち物

- ・産前産後期間に係る保険税免除届出書(窓口で配布)
- ・母子健康手帳(必要項目のコピーをいただきます)
- ・委任状(別世帯の方が手続きする際、必要となります)

※この制度での「出産」とは、妊娠85日以上の分娩をいい、死産、流産(人工妊娠中絶を含む。)及び早産の場合も対象となります。

※国民健康保険税の賦課限度額を超過する場合、免除とならない場合があります。

※免除期間の途中から富里市国民健康保険に加入した場合、加入月から対象となります。

## ●非自発的失業者の保険税軽減措置

会社の倒産や解雇、雇用期間満了など、雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者として失業給付を受ける65歳未満の方は、離職の翌日から翌年度末までの期間の国民健康保険税を算定する際に、前年中の給与所得を「100分の30」とみなして計算し、国民健康保険税が軽減されます。(富里市国民健康保険税条例第24条の2)

○必要書類等：  
①雇用保険受給資格者証(ハローワークにて、所定の手続きをした後、交付されます。)  
②身分証明書  
③マイナンバー確認書類

### ○対象者(以下の要件にすべて該当している方)

- ・平成21年3月31日以降に離職し、失業等給付を受けている方。
- ・離職時点の年齢が65歳未満の方。
- ・雇用保険受給資格者証に記載されている「離職理由」欄の番号が下記の番号に当てはまる方。

### ○該当となる離職理由番号

離職理由が【11.12.21.22.23.31.32.33.34】に該当する方

## 6 令和8年度以降の国民健康保険税について

### ●子ども・子育て支援金

少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、医療保険の保険料とあわせて拠出いただく子ども・子育て支援金制度が令和8年度に創設されます。

国保加入者一人あたりの平均月額は250円程度となる見込みです。

また、所得が一定額以下の場合の均等割と平等割の軽減、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子どもに係る支援金の均等割額の10割軽減等の措置が講じられる予定です。

### ●国民健康保険税の見直しについて

富里市では、市民の激しい保険税の増額を回避するため、これまで千葉県に財政措置等を講じるよう、要望を行ってまいりましたが、令和6年度から令和11年度までの第2期千葉県国民健康保険運営方針では、国保財政の安定化や公平性等の観点から、県内の国民健康保険税を将来的に統一することを目指し、県内の全ての市町村が税率改正に取り組むべきこととされています。

富里市の保険税率は、千葉県が示す標準保険料率との差が年々大きくなってきており、被保険者の減少と医療費の増加が見込まれる中、今後更に差が広がっていくものと想定されることから、税率改正の考え方や税率改正年度等について、市民に寄り添った計画となるよう富里市財政運営方針を策定いたします。

引き続き、千葉県に対し独自の財政措置等についての要望を行っていくとともに、運営方針を策定後、令和8年度以降の税率改正に向けて準備を進めてまいります。

## 7 特別徴収（年金天引き）について

### ●特別徴収になる要件（地方税法第706条ほか、富里市国民健康保険税条例第12条等）

特別徴収（年金天引き）の対象となるのは、次の①～③のすべてに該当する場合です。

次の①～③のいずれかに該当しなくなった方は、普通徴収（納付書又は口座振替）に変更となります。

①世帯主が国民健康保険の加入者となっていること。

②世帯内の国民健康保険の加入者全員が65歳～74歳であること。

※以下のような場合は特別徴収とはなりません。

- ・世帯主が他の保険（後期高齢者医療保険・健康保険組合・共済組合等）の加入者である場合
- ・世帯の中に65歳未満の国民健康保険加入者がいる場合

③特別徴収の対象となる年金の年額が18万円以上であり、国民健康保険税と介護保険料を合わせて、特別徴収の対象となる年金給付額の2分の1を超えないこと。

### ●特別徴収の納付月について

（仮徴収）4・6・8月の特別徴収を仮徴収といいます。原則的に、「前年度の2月の保険税と同額」が年金から天引きされます。

（本徴収）10・12・2月の特別徴収を本徴収といいます。年間の保険税から、4・6・8月に仮徴収した金額を引いた残額を、3回に分けて年金から天引きされます。

### ●今年度、75歳になり後期高齢者医療保険に移行される方（世帯）について

今まで特別徴収されていた世帯でも、今年度中に世帯主が75歳となられる世帯については、後期高齢者医療保険に切り替わるため特別徴収（年金天引き）は停止します。普通徴収（口座振替または納付書）で納めていただくようになりますので、納付方法をご確認ください。

なお、後期高齢者医療保険に移行直後は、後期高齢者医療保険料は普通徴収（納付書）での納付となりますが、その後、原則的に、特別徴収（年金天引き）へ自動的に切り替わります。特別徴収が開始されるまでには期間を要します。

## 8 後期高齢者医療保険に移行される方の軽減措置について

原則として、75歳以上の方が国民健康保険から後期高齢者医療保険に移行した場合は、移行する前と同程度の負担となるように、以下のような軽減措置がとられます。（富里市国民健康保険税条例第6条・第24条）

### ○国民健康保険加入者が後期高齢者医療保険へ移行した世帯の平等割減額

国民健康保険の加入者が後期高齢者医療保険へ移行し、残された国民健康保険の被保険者が単身となる世帯は、世帯構成に変更が生じなければ、平等割額を5年間は2分の1に減額（特定世帯）し、その後3年間は4分の3に減額（特定継続世帯）します。

### ○旧被扶養者に係る減免

勤務先の健康保険等に加入されていた方が75歳になり、後期高齢者医療保険へ移行された場合、移行された方の被扶養者として勤務先の健康保険等へ加入されていた家族の方は、他の健康保険へ加入することとなります。これにより国民健康保険へ加入された方で、資格取得日において65歳以上の方（旧被扶養者）については、所得割額の全額と、均等割額の2分の1を限度に減免します。また、国保加入者が旧被扶養者のみになる世帯の場合は、平等割額の2分の1を限度に減免します。（7割軽減又は5割軽減適用世帯は、旧被扶養者減免よりも、軽減制度が優先して適用されます。）

また、旧被扶養者に係る均等割額と平等割額については、「資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り」減免対象として実施します。なお、所得割については「当分の間」、減免を実施します。

## 9 国民健康保険への加入・脱退の届出は14日以内に。

- ・届出が遅れると、10万円以下の過料が課せられることがあります。（富里市国民健康保険条例第15条）
- ・課税の期間制限は、遡及課税・増額更正で3年、減額更正で5年です。（地方税法第17条の5）

勤務先の健康保険・船員保険などに加入された場合には、国民健康保険からの脱退の届出が必要です。

この届出は会社等は行ってくれませんので、ご自身で手続きをしていただく必要があります。国保資格喪失の届出をいただきますと、勤務先の健康保険等に加入された日の前月までで国民健康保険税を再計算いたします。

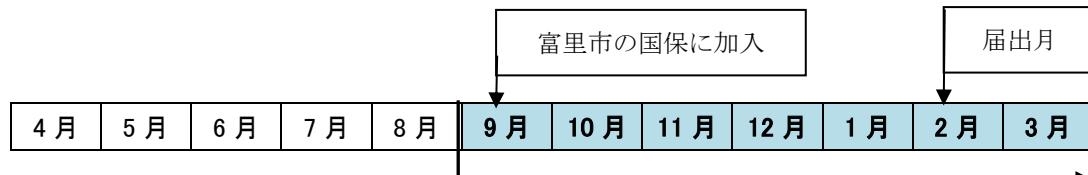
届出をしないでいると、世帯主に保険税が課税され続けることとなり、相当期間届出がない場合には、遡っての保険税の課税取消しができなくなる場合もあります。また、社会保険加入後に資格確認書等を使用している場合には、医療費の精算手続きが生じる場合もありますので、お早めにお手続きください。

なお、施設入所などの特例の方を除き、富里市外に住民登録をされている方は、現在お住まいの市町村でのお手続きとなります。

- 必要書類等：
- ①社会保険加入の証明書類（加入者全員分）
  - ②国民健康保険の資格確認書（国保資格喪失される方全員分）
  - ③身分証明書
  - ④マイナンバー確認書類

### 年度の途中で加入したとき（転入・出生・社会保険離脱 等）

<例1> 9月に国保に加入（資格取得）した場合



国民健康保険税は、届出をした2月からではなく、国保に加入（資格取得）した9月分から（年間の国民健康保険税の12分の7）を納めていただきます。

<例2> 選及課税の例（選及課税は3年です。）

- ・申請日…令和7年8月1日
- ・資格取得日…令和3年4月1日
- ・課税年度…令和5年度・令和6年度・令和7年度 ※それぞれ前年所得により課税額が異なります。
- ※令和7年度分は「期割納付」になります。令和5年度・令和6年度分は「一括納付」になります。
- 令和3年度・令和4年度分は時効のため課税されません。

## 10 国民健康保険税や年金特別徴収等に関するQ & A

**Q 1 : 前年度より国民健康保険税の額が高くなりましたが、なぜですか？**

**A 1 : 今年度、本市の保険税率の改正はありません。よって、保険税が上がる場合は、下記の事由が想定されます。**

- ① 前年度より世帯の合計所得金額が増えたため。（今年度と前年度の納税通知書等を比較してください。）  
(例) 土地・建物や株式等の売却、先物取引などで、前年度より所得金額が増えたため。
- ② 所得の増加や「未申告」等により、保険税の軽減判定（P 4 参照）が変更になったため。  
(例) 前年度は「5割軽減」だったが、今年度は所得の増加により「2割軽減」になった。
- ③ 前年度に比べ世帯の加入者数が増えたり、加入期間等が長くなったりしたため。  
(例) 前年度の途中で加入し、昨年度は加入期間が9か月だったが、今年度は1年分で算定しているため。
- ④新たに40歳になった国民健康保険加入者がいるため。（介護保険分の保険税が加算されます。）

**Q 2 : 住民税（市・県民税）は非課税ですが、国民健康保険税は課税されるのですか？**

**A 2 : 住民税非課税世帯でも保険税は課税されます。**

住民税（市・県民税）と保険税の計算方法は異なります。保険税の均等割額と平等割額は、加入しているすべての人（世帯）にかかります。保険税は、所得割額（所得に応じて負担する額）、均等割額（一人ひとりが均等に負担する額）、平等割額（世帯が均等に負担する額）の合計となっています。

**Q 3 : （例：1人世帯の場合で）4月と5月しか国保に加入していないのに、7月の請求になっていますが？**

**A 3 : 本市の保険税は、第1期が7月から始まるため、6月までに脱退の申請をした精算額は、7月の納期になります。なお、脱退の時期と精算額によっては8月（第2期）にも納付をいただく場合があります。（P 1 参照）**

納期が年8回のため、加入・脱退等の月と、納付月は原則的に一致しませんのでご了承ください。

**Q 4 : 納期限を過ぎた納付書でも、使用できますか？**

**A 4 : 市指定の金融機関（ゆうちょ銀行を除く）では、使用できます。**

○納期限を過ぎた納付書はゆうちょ銀行、郵便局では取り扱いません。

○銀行窓口、市役所内会計課及び日吉台出張所でご利用できます。なお、納期限を過ぎて全国の地方税統一QRコード対応の金融機関、地方税お支払いサイト、コンビニエンスストア、各種スマホ決済アプリでの納付を希望される場合は、納税課（Tel0476-93-0434）までお問い合わせください。

**Q 5 : 国民健康保険税は社会保険料控除の対象になりますか？**

**A 5 : 対象になります。**

確定申告の際には、納めた国民健康保険税の領収書または「国民健康保険税納付済額のお知らせ」の金額を参照してください。普通徴収の方の「国民健康保険税納付済額のお知らせ」は、毎年1月下旬に世帯主あてに郵送します（加入者別の「国民健康保険税納付済額のお知らせ」は発行できません）。年末調整等で事前に金額を確認されたい方は、納税課（Tel0476-93-0434）までお問い合わせください。

年金特別徴収の方は、年金支払者から源泉徴収票が送付されますので、市役所からは送付されません。紛失等の際は、ねんきんダイヤル（Tel0570-05-1165）へお問い合わせください。

**Q 6 : 保険税を未納にしているため、現在、特別療養該当（10割負担）ですが、どうすれば療養の給付該当（3割又は2割）になりますか？**

**A 6 : 納税課での納税相談により、分割納付等の「継続的な納付」をお願いします。（P 1・P 8 参照）**

現在、特別療養費（自己負担10割）の対象世帯で、保険税の納付が滞っている場合は、速やかに納税課で納税相談をお願いします。分割納付等により「継続的な納付」が確認された世帯には、自己負担3割又は2割となる資格確認書又は資格情報のお知らせを交付します。ただし、納付が滞った場合や、分納誓約を不履行にされたときなどは、特別療養費となる旨の事前通知等が、隨時送付される場合がありますので、ご注意ください。

病気や事故は、いつ起きるとも限らないので、保険税の継続的な納付をお願いします。

## 1 1 国民健康保険税 普通徴収の「口座振替原則化」(年金特別徴収を除く)

市では、国民健康保険税の普通徴収の納付については、「口座振替を原則」(ただし、年金特別徴収を除く)としております。納税は義務です。国民健康保険税の納期限内納付にご協力をお願いします。

手續に必要なもの	(キャッシュカードによる申込みの場合：口座名義人による申込みが必要です。) ※法人カード、代理人カード等、利用できないカードもあります。 ●キャッシュカード ●預貯金通帳 ●身分証明書 (用紙による申込みの場合) ●預貯金通帳 ●金融機関届出印 ●身分証明書
----------	--

【富里市口座振替取扱金融機関】

- 銀 行： 千葉、みずほ、三菱UFJ、三井住友、りそな、埼玉りそな、千葉興業、京葉
- 信用金庫： 千葉、銚子、佐原 ●信用組合：銚子商工 ●労働金庫：中央労働金庫
- 農 協： 富里市農業協同組合 ●ゆうちょ銀行

## 1 2 国民健康保険一部負担金の減免等について

国民健康保険の加入者又は当該世帯の世帯主で、災害などの特別な理由により一時的に生活が困窮し、保険医療機関等に一部負担金を支払うことが困難な方は、申請により一部負担金の免除、減額または徴収猶予を受けられる場合があります。

## 1 3 国民健康保険税を滞納している場合等について

諸事情により納付が困難な方は、お早めにご相談ください。

保険税の納付が困難な場合は、納税相談により、分割納付等をお願いします。

- 平日相談 富里市役所国保年金課又は納税課 午前8時30分から午後5時15分まで
- 休日納付相談 原則毎月第4日曜日：午前9時から午後4時まで 場所…国保年金課（警備員室から入庁）  
※日程が変更になる場合がありますので、あらかじめ広報や市ホームページ等でご確認ください。

### 納税は義務です！ 納め忘れはありませんか？ 国民健康保険税は納期限内に納めましょう。

#### ●国民健康保険税を滞納していると

災害など政令に基づく特別な事情がないのに、国民健康保険税を納めずにいて、納税相談などにも応じない場合、未納期間に応じてやむを得ず、次のような段階的な措置がとられます。

なお、特別療養該当の方には、原則的に「限度額適用認定証」は発行されません。

#### 督促

期限を過ぎると「督促（とくそく）」が行われます。  
延滞金などが加算される場合があります。

↓ それでも滞納が続くと・・・事前通知・返還通知の発送 → 納税相談をお願いします。

#### ・資格確認書（特別療養）

●特別療養の該当になります。

#### ・資格情報のお知らせ（特別療養）

●マイナ保険証の利用登録の有無によって、交付される書類が異なります。

#### ※全額10割自己負担

●特別療養に該当する方は、医療機関等で診療を受けた場合、一旦全額（10割）自己負担となり、後に保険給付分（7割又は8割）の支払いを市役所窓口で申請していただくことになります。

●特別療養に該当した世帯に18歳未満（18歳に達した日以降最初の3月31日まで）の被保険者がいる場合、その被保険者には「通常の資格確認書等（3割又は2割）」が交付されます。

#### ↓ 納期限から1年6か月を過ぎると・・・一納税相談をお願いします。

#### 給付の差し止め

国民健康保険の保険給付（療養費・高齢療養費等）の、全部または一部差し止めなどの処分を受ける場合があります。

●それでもなお納めないと・・・差し止められた保険給付額から滞納分が差し引かれます。

●督促・催告などにより自主納付を促しても、納付や納税の相談がされないとときは、滞納処分（給与・預金・不動産等の差押）の対象となります。

#### 次のような場合は通常に戻ります！

○滞納した国民健康保険税を完納したとき  
○滞納額が著しく減少したとき  
○特別な事情が認められたとき

#### ●納付が困難な人は、お早めにご相談を！

災害などの特別な事情により国民健康保険税の納付が難しい場合は、申請により国民健康保険税の減額や免除が認められることもあります。どうしても納付が困難なときは、滞納のままにせず、お早めにご相談ください。

お問い合わせ先 富里市役所健康福祉部国保年金課  
国保班 〒0476（93）4083（直通）

富里市ホームページ

<https://www.city.tomisato.lg.jp>

にも掲載しています。